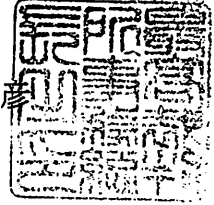


令和元年6月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

6月13日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「本件対象文書の不開示部分が本当に法5条6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考えます。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁判所の正門、東門、西門及び南門のそれぞれの利用資格者が分かる文書（最新版）

(2) 最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、「最高裁庁舎における入庁者の整理について」と題する書面を対象文書として特定し、5月23日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

最高裁判所は、我が国唯一の最上級裁判所として裁判手続及び司法行政を行

う機関であり、最高裁判所判事や事務総局の各局課館長は、裁判所の重大な職務を担う要人として、襲撃の対象となるおそれが高く、その重大な職務が全うされるように、最高裁判所の庁舎全体に極めて高度なセキュリティを確保する必要がある。そのため、最高裁判所では、各門扉に警備員を配し、一般的に公開されている法廷等の部分を除き、許可のない者の入構を禁止している。

この点、本件対象文書中、原判断において不開示とした部分は、各門における入構方法に関する具体的な運用が記載されており、この情報を公にすると警備レベルの低下を招くことになり、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるから、当該部分は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当する。

よって、原判断は相当である。